
新 大 曲 仙 北 広 域
中 央 し 尿 処 理 セ ン タ ー
施 設 整 備 事 業
落 札 者 選 定 基 準

令和4年4月

大曲仙北広域市町村圏組合

新大曲仙北広域中央し尿処理センター施設整備事業 落札者選定基準
目 次

第1章 落札者選定の手順	1
1 落札者選定基準の位置づけ	1
2 選定委員会の設置	1
3 選定の手順	1
第2章 参加資格審査	4
1 参加資格要件の項目	4
第3章 提案審査	4
1 入札書類の確認	4
2 定量化審査の配点	4
3 提案書の基礎審査	4
4 提案書の定量化審査	4
5 開札及び入札価格の確認	6
6 入札価格の定量化審査	6
7 総合評価値の算定方法	7
第4章 提案書の定量化審査において審査する点	8
第5章 提案書に関するヒアリング	10
第6章 審査結果等の公表	10

第1章 落札者選定の手順

1 落札者選定基準の位置づけ

新大曲仙北中央し尿処理センター施設整備事業（以下、「本事業」という。）を実施する事業者は、汚泥再生処理センターの設計・建設及び運営に係る専門的な知識やノウハウ（管理運営能力等）を有することが必要となるため、落札者の決定に当たっては、入札価格だけでなく、提案内容によって落札者を決定する総合評価一般競争入札を採用する。

この「新大曲仙北中央し尿処理センター施設整備事業 落札者選定基準」（以下、「落札者選定基準」という。）は、大曲仙北広域市町村圏組合（以下、「本組合」という。）が本事業を実施する落札者の募集・選定を行うに当たって、入札に参加しようとする者を対象に交付する入札説明書と一体のものである。

落札者選定基準は、総合評価一般競争入札により落札者を選定するに当たって、要求水準書等の内容を踏まえ、入札参加者から提出された提案書等を客観的に評価する基準、方法等を示し、入札参加者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

2 選定委員会の設置

入札提案書類の審査にあたっては、新大曲仙北中央し尿処理センター施設整備事業に係る事業者選定委員会設置要綱に基づいて、新大曲仙北中央し尿処理センター施設整備事業に係る事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置している。

なお、本事業の落札者選定までの間に、本件入札に関して、入札参加者等が、選定委員会委員に面談を求めたり、入札参加者の PR 書類等を提出したりすること等により、自己を有利に、または他の入札参加者を不利にするように働きかけを行った場合は失格とする。

3 選定の手順

本事業における事業者の選定は、総合評価一般競争入札方式に基づき、3 頁の図に示す手順で実施する。

(1) 参加資格審査

本組合は、提出された参加資格審査申請書類により、入札説明書に記載の入札参加者の備えるべき参加資格要件（以下、「参加資格要件」という。）を満たしていることを確認する。なお、参加資格要件を満たしていることが確認できない場合は失格とする。

(2) 提案審査

ア 提案書の基礎審査

本組合は、提案書等に記載された内容が、落札者選定基準に示す基礎審査項目を満たしていることを確認する。基礎審査項目について 1 項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。

イ 提案書の定量化審査

選定委員会は、提案書に記載された内容について、落札者選定基準に示す審査基準及び得点化方法に従って評価する。

ウ 開札及び入札価格の確認

本組合は、入札書に記載された入札価格が入札書比較価格を超えていないことを確認する。この結果、入札価格が入札書比較価格を超える場合は失格とする。

エ 入札価格の定量化審査

選定委員会は、入札価格について、落札者選定基準に示す得点化方法に従って評価する。

オ 総合評価値の算定

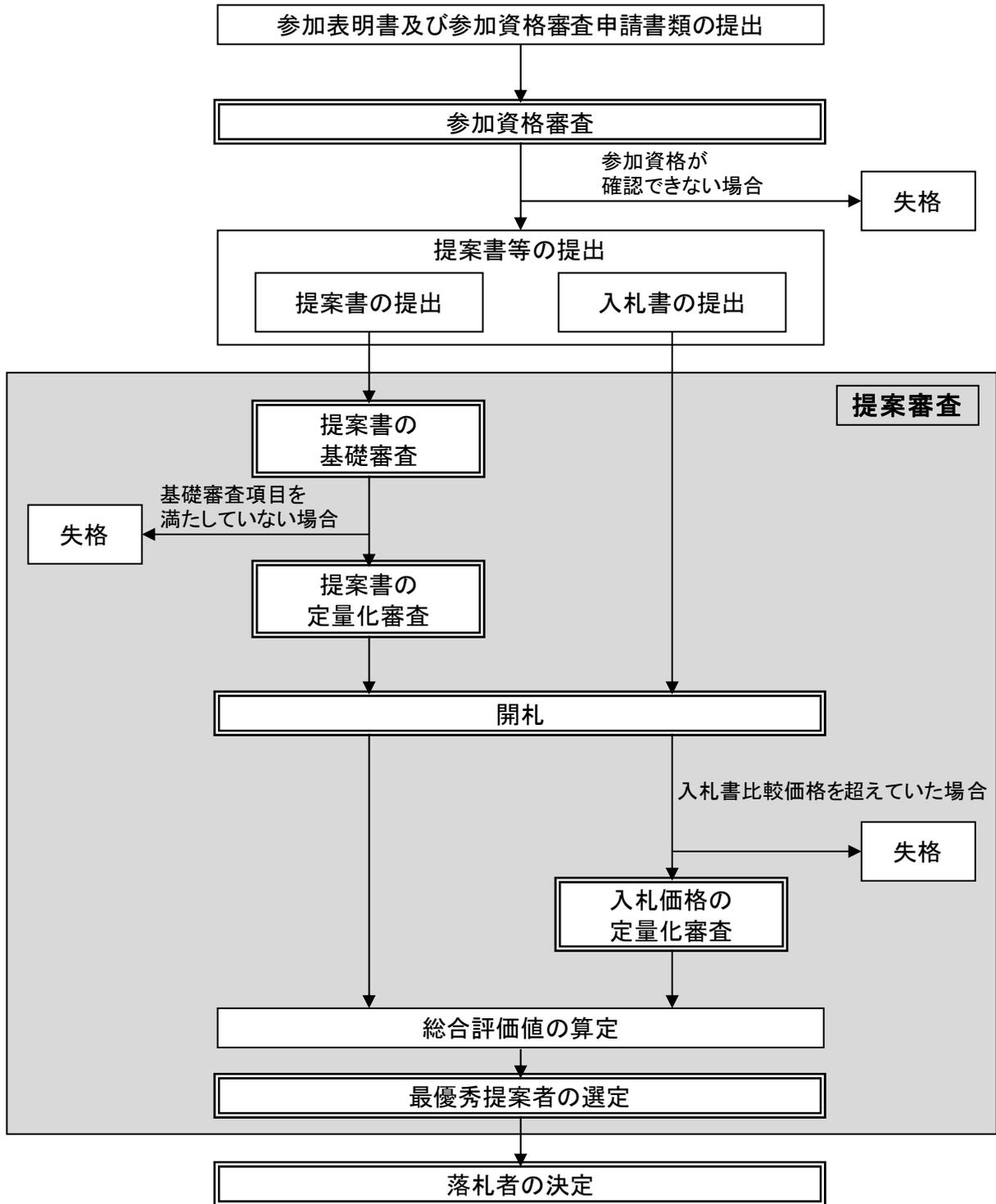
選定委員会は、提案書及び入札価格の定量化審査における得点を合計し、総合評価値を算定する。

カ 最優秀提案者の選定

選定委員会は、総合評価値が最も高い提案を行った入札参加者を最優秀提案者として選定する。

キ 落札者の決定

本組合は、選定委員会の審査結果を踏まえ、最優秀提案者を落札者として決定する。ただし、選定委員会が2者以上の最優秀提案者を選定した場合は、当該最優秀提案者によるくじ引きにより落札者を決定する。



※最優秀提案者を選定する委員会の事務は図中網掛け部分

図 1-1 落札者決定の手順

第2章 参加資格審査

1 参加資格要件の項目

参加表明書と同時に提出される参加資格審査申請書類から、参加資格要件を満足しているかを確認する。参加資格審査基準日は、参加資格審査申請書類受付最終日とする。なお、参加資格要件を満たしていることが確認できない場合は失格とする。

参加資格要件の詳細については、入札説明書「第3章 入札参加者に関する条件等」(11頁～13頁)を参照のこと。

第3章 提案審査

1 入札書類の確認

提出された提案書等がすべて揃っていることを確認する。

2 定量化審査の配点

技術提案書及び入札価格は、次の配点により定量化を行う。

項目	配点
技術提案書	60
入札価格	40
設計・建設業務	15
運営・維持管理業務	25

3 提案書の基礎審査

提案書に記載された内容が、次に掲げる基礎審査項目を満たしていることを確認する。

- ア 提案書の内容が要求水準書に示す要求水準をすべて満たしていること。
- イ 入札説明書及び様式集に示す提案書の作成に関する条件について違反のないこと。
- ウ 提案書全体について、同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと。

4 提案書の定量化審査

提出された提案書等に記載された内容について、次の審査方法に従い定量化する。

(1) 提案書における審査項目及び配点

提案書の定量化審査による特典が技術点の値となるため、定量化審査の配点、審査基準及び得点化方法については、本組合が本事業に対して民間の創意工夫の導出を期待する度合いにより設定した。したがって、審査項目は、組合が民間に創意工夫を期待している事項であり、配点はその重みを示すものである。

審査項目及び配点については、次の表のとおりである。なお、各審査項目における審査基準等の詳細については、「第4章 提案書の定量化審査において審査する点」を参照のこと。

表 3-1 審査項目及び配点

審査項目			No.	配点
大項目	中項目	小項目		合計
1 事業計画に関する事項				10点
	(1) 事業実施の基本方針			2点
	① 基本方針		1	2点
	(2) 環境への配慮			6点
	① 環境負荷低減対策		2	2点
	② 環境教育		3	2点
	③ 資源循環の推進		4	2点
	(3) 災害時対策			2点
	① 災害時の対応		5	2点
2 設計・建設工事に関する事項				32点
	(1) 施設全体計画			8点
	① 施設配置計画、屋外(車両)動線計画		6	4点
	② 機器配置計画、屋内(作業)動線計画		7	4点
	(2) 施設建設工事			8点
	① 工事工程及び工事実施体制		8	4点
	② 工事期間中の安全対策及び周辺対策		9	4点
	(3) 施設性能に関する考え方			8点
	① 処理の安定性、臭気対策		10	4点
	② ライフサイクルコストの低減策		11	4点
	(4) 地域経済活性化			8点
	① 地元貢献		12	8点
3 運営・維持管理に関する事項				18点
	(1) 運営・維持管理体制			4点
	① 運営・維持管理体制		13	4点
	(2) 長寿命化対策			4点
	① 設備・機器の長寿命化対策		14	4点
	(3) 維持管理性と作業安全性の確保			4点
	① 維持管理性と作業安全性の確保		15	4点
	(4) 地域経済活性化			6点
	① 地元貢献		16	6点
4 入札価格に関する事項				40点
	(1) 入札価格		17	40点

(2) 提案書の定量化審査に関する得点化方法

ア 提案を求めている審査項目においては、次の5段階評価による得点化方法により得点を付与する。

表 3-2 審査基準及び得点化方法

評価	評価基準	点数化方法
A	特に優れている	配点×1.00
B	AとCの中間程度	配点×0.75
C	優れている	配点×0.50
D	CとEの中間程度	配点×0.25
E	優れているとは認められない／要求水準を満たす程度	配点×0.00

イ 各審査項目の評価点については、選定委員会の各委員が個別に行った評価の平均値とする。

なお、平均値を求める際は、小数第3位を四捨五入した値とする。

ウ イの結果をもとに、各入札参加者の得点の合計を算出する。

5 開札及び入札価格の確認

提出された入札価格が入札書比較価格を超えていないことを確認する。入札価格が入札書比較価格を超える場合は失格とする。また、設計・建設業務または運営・維持管理業務の個別の入札価格が個別の入札書予定価格を超えている場合は、超過した業務の価格点はゼロとする。

なお、入札価格の確認のための開札は、提案書の定量化審査終了後、入札説明書に定めた方法により実施し、入札価格が入札書比較価格を超えていない提案のみ入札価格の得点化を行うこととする。

6 入札価格の定量化審査

(1) 入札価格に関する得点化方法

入札価格の定量化審査においては、入札価格（様式集、様式第12号に記載する金額をいう。）について、次の算定式①により、入札価格を構成する設計・建設業務に係る対価及び運営・維持管理業務に係る対価のそれぞれに得点を付与する。また、得点は、小数第3位を四捨五入した値とし、税抜価格にて評価する。

算定式①【入札価格の定量化審査の得点算定式】

○入札価格を構成する設計・建設業務に係る対価

【最低入札価格（設計・建設業務に係る対価） > 定量化限度額の場合】

$$\left[\begin{array}{l} \text{当該入札参加者の入札価格（設計・建設} \\ \text{業務に係る対価）の定量化審査の得点} \end{array} \right] = 15 \text{点} \times \left(\frac{\text{最低入札価格（設計・建設業務に係る対価）}}{\text{入札価格（設計・建設業務に係る対価）}} \right)$$

【最低入札価格（設計・建設業務に係る対価） ≤ 定量化限度額の場合】

$$\left[\begin{array}{l} \text{当該入札参加者の入札価格（設計・建設} \\ \text{業務に係る対価）の定量化審査の得点} \end{array} \right] = 15 \text{点} \times \left(\frac{\text{定量化限度額}}{\text{入札価格（設計・建設業務に係る対価）}} \right)$$

※入札価格（設計・建設業務に係る対価）が定量化限度額以下の入札参加者の得点=15点満点

※入札価格（設計・建設業務に係る対価）が設計・建設業務の入札書比較価格を超過した場合は得点をゼロ点とする。

○入札価格を構成する運営・維持管理業務に係る対価

$$\left[\begin{array}{l} \text{当該入札参加者の入札価格（運営・維持} \\ \text{管理業務に係る対価）の定量化審査の得点} \end{array} \right] = 25 \text{点} \times \left(\frac{\text{最低入札価格（運営・維持管理業務に係る対価）}}{\text{入札価格（運営・維持管理業務に係る対価）}} \right)$$

※入札価格（運営・維持管理業務に係る対価）が運営・維持管理業務の入札書比較価格を超過した場合は得点をゼロ点とする。

7 総合評価値の算定方法

「4 提案書の定量化審査」、「6 入札価格の定量化審査」により算出した各入札参加者の得点から、次の算定式②により、各入札参加者の総合評価値を算出する。

算定式②【総合評価値の算定式】

$$\left[\begin{array}{c} \text{当該入札参加者の} \\ \text{総合評価値} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{c} \text{当該入札参加者の} \\ \text{提案書の定量化審査の得点} \end{array} \right] + \left\{ \begin{array}{c} \text{当該入札参加者の} \\ \text{入札価格の定量化審査の得点} \\ \left[\begin{array}{c} \text{入札価格(設計・建設業務に係る} \\ \text{対価)の定量化審査の得点} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{入札価格(運営・維持管理業務に} \\ \text{係る対価)の定量化審査の得点} \end{array} \right] \end{array} \right\}$$

第4章 提案書の定量化審査において審査する点

選定委員会は、各審査項目について、審査基準に基づき審査を行い、その内容に応じて、5段階評価により得点を付与する。なお、各項目については、審査の視点に対して、各入札参加者の同種施設における過去の経験等を踏まえたより実現性の高い提案を高く評価する。

表 4-1 提案書の定量化審査において審査する点

審査項目			No.	審査の視点	配点
大項目	中項目	小項目			合計
1 事業計画に関する事項					10点
		(1)事業実施の基本方針			2点
		① 基本方針	1	○ 組合が目指す施設の整備・運営や地域の発展に関する基本方針に合致する優れた事業方針が示されているか。	2点
		(2)環境への配慮			6点
		① 環境負荷低減対策	2	○ 「(仮称)新大曲仙北広域中央し尿処理センター 生活環境影響調査書」の内容を遵守する提案となっているか。 ○ 周辺環境に十分に配慮した環境負荷低減対策が示されているか。	2点
		② 環境教育	3	○ 施設見学への協力や施設パンフレットの作成について、具体的な内容が提案されているか。	2点
		③ 資源循環の推進	4	○ 資源物(助燃剤)の品質確保、量の低減について、具体的な提案が示されているか。	2点
		(3)災害時対策			2点
		① 災害時の対応	5	○ 震災、水害等の災害への防災、早期復旧等について計画性のある災害対策が示されているか。	2点

表 4-2 提案書の定量化審査において審査する点

審査項目			No.	審査の視点	配点
大項目	中項目	小項目			合計
2 設計・建設工事に関する事項					32点
(1)施設全体計画					8点
	①	施設配置計画、屋外(車両)動線計画	6	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土地の形状を踏まえて、敷地の有効利用を考慮した施設配置計画が示されているか。 ○ 安全な搬入・搬出等が可能となるような車両動線計画が示されているか。 	4点
	②	機器配置計画、屋内(作業)動線計画	7	<ul style="list-style-type: none"> ○ 効率的で安全な維持管理・運営が可能となる機器配置計画が示されているか。 ○ 効率的で安全な維持管理・運営が可能となる機能的かつ安全な作業等者の動線計画が示されているか。 ○ 施設見学者に配慮した動線計画が示されているか。 	4点
(2)施設建設工事					8点
	①	工事工程及び工事実施体制	8	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工期遵守及び各年度の出来高確保のための実効性のある工事工程が示されているか。 ○ 工期遵守のための十分な工事実施体制が示されているか。 	4点
	②	工事期間中の安全対策及び周辺対策	9	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工事期間中の安全確保や防災対策について、具体的な計画が示されているか。 ○ 工事期間中の周辺環境対策について、具体的な計画が示されているか。 	4点
(3)施設性能に関する考え方					8点
	①	処理の安定性、臭気対策	10	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道放流水の水質の良好かつ安定的な維持及び放流水質・水量の低減等に係る方策が示されているか。 ○ 資源化物(助燃剤)の貯留、搬出方法、品質確保に対する具体的な方策が示されているか。 ○ 搬入物の質や量の変動に対して、安定的な処理をするための具体的な方策が示されているか。 ○ 臭気の成分及び濃度の変動に対応した安定処理かつ発生源別の個別臭気対策について、具体的な方策が示されているか。 	4点
	②	ライフサイクルコストの低減策	11	<ul style="list-style-type: none"> ○ 機器の修理、オーバーホール、機器更新に係る費用の低減について、提案がなされているか。 ○ 電気、水道、薬品等の使用量低減方法の適切性について、提案がなされているか。 	4点
(4)地域経済活性化					8点
	①	地元貢献	12	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設計・建設事業を通じた地元貢献の内容と想定される効果について、具体的な提案が示されているか。 ○ 設計・建設事業における、組合管内の地元企業を活用する方針が示されているか。 	8点

表 4-3 提案書の定量化審査において審査する点

審査項目			No.	審査の視点	配点
大項目	中項目	小項目			合計
3 運営・維持管理に関する事項					18点
(1) 運営・維持管理体制					4点
	① 運営・維持管理体制		13	○ 事業期間を通じて、確実な運営・維持管理業務が履行できる管理体制が示されているか。 ○ 安定かつ安全な業務のための運営・維持管理計画が示されているか。	4点
(2) 長寿命化対策					4点
	① 設備・機器の長寿命化対策		14	○ 設備・機器類の長寿命化対策について、具体的かつ実効性のある提案が示されているか。 ○ 予防保全を主体とし、施設の機能性・信頼性を常時維持するための点検・補修計画が示されているか。	4点
(3) 維持管理性と作業安全性の確保					4点
	① 維持管理性と作業安全性の確保		15	○ 維持管理を効率的で容易にする工夫や配慮が提案されているか。 ○ 作業員の安全を確保する設計と安全対策のための具体的な計画が示されているか。	4点
(4) 地域経済活性化					6点
	① 地元貢献		16	○ 運営・維持管理事業を通じた地元貢献の内容と想定される効果について、具体的な提案が示されているか。 ○ 運営・維持管理事業期間における、組合管内の雇用創出や人材育成のための方針が示されているか。	6点

第5章 提案書に関するヒアリング

選定委員会は、提案書の審査及び評価を行うにあたり入札参加者に対し、ヒアリングを行う。なお、ヒアリングについては、入札参加者の独自のノウハウに関する内容も含むことが想定されることから、非公開のもとで実施する。

ヒアリングの開催要領の詳細は、別途通知する。

第6章 審査結果等の公表

審査結果等については、公表を行うとともに、入札参加者においては個別に通知する。